

「差別落書き」を許しません！

◆ 差別落書きとは

特定の個人や集団（属性）に対する差別や偏見に基づき、人の心を傷つけるような「差別語」や「差別表現」を用いた落書きのことです。

「差別落書き」は、**刑法の侮辱罪や名誉きそん罪の対象となることもある重大な犯罪**です。

◆ 差別落書きは新たな差別を生み出します

「差別落書き」は、そのまま放置されれば、それを見た人に新たな差別意識を植えつけ、差別が助長されるおそれがあります。「差別落書き」を発見した場合は、**早急に次のような対応をお願いします。**

「差別落書き」を発見したら

日田市人権・部落差別解消推進課および落書きが発見された施設の管理者に連絡してください。

※発見時の状況等など、聴取にご協力をお願いします。

日田市人権・部落差別解消推進課

電話（直通） **22-8017**

夜間または土・日・祝日の場合は（代表） **23-3111**

日田市人権・部落差別解消推進課